

**答 申 書**  
(答申第112号)  
平成22年4月27日

---

**1 審査会の結論**

異議申立人に関する勤勉手当支給に係る成績区分決定のための評定記録のうち、第一次評定者による判定内容を非開示としたことは妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**  
(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、異議申立人に係る平成20年度北海道立学校職員の評価に記載の内容、平成21年度6月、12月期末勤勉手当の査定の内容である。

イ 北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、異議申立人に関する平成21年6月及び12月期勤勉手当支給に係る成績区分決定のための評定記録を対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報のうち第一次評定者による判定内容（以下「本件非開示情報」という。）を北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項第8号に規定する非開示情報（以下「8号情報」という。）及び同条第1項第9号に規定する非開示情報（以下「9号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し、全部の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 8号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第8号は、診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、本件非開示情報は校長が第二次評定の判断を行う際の個人情報であり、開示することにより被評定者の自己評価との比較を気にするあまり、公正な判断に基づくありのままの資料が作成されず、当該事務の適正な執行に著しい支障を生じる恐れがあると認められるとして、8号情報に該当する旨主張している。

ウ 当審査会としては、実施機関が主張するとおり、第一次評定者である教頭の判定内容については第二次評定者である校長が判断を行う際の参考とされており、公正な判断に基づいたありのままの評価が求められるところであるが、その判定内容が開示されるとなると、今後、第一次評定者が評定を行う際、被評定者との関係に配慮して寛大な評価や一律の評価に陥る可能性を否定できず、このような事態になれば、本来ありのままを正確に評価しなければならない勤勉手当に係る評定制度が形骸化、空洞化し、当該事務の適正な執行に著しく支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報を開示することにより、当該事務の適正な執行に著

しい支障が生ずるおそれがあると認められることから、8号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は本件非開示情報が9号情報に該当するとも主張するが、結論は上記のとおりであり、これについては判断するまでもない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年1月29日	○ 諮問書の受理（諮問番号358） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成22年2月1日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号358） ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成22年3月1日	○ 異議申立人から意見書を受理
平成22年3月16日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成22年4月21日 （第一部会）	○ 審議
平成22年4月23日 （第47回審査会）	○ 答申案審議
平成22年4月27日	○ 答申